

墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行
<p>（督促及び滞納処分）</p> <p>第9条〔略〕</p> <p>2 区長は、前項の規定による督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、<u>法第56条第7項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第9条〔略〕</p> <p>2 区長は、前項の規定による督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、<u>法第56条第10項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。</u></p>

付 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

児童福祉法の一部改正（抄）

改正後	改正前
<p>第56条〔略〕</p> <p>2～4〔略〕</p>	<p>第56条〔略〕</p> <p>2～4〔略〕</p> <p><u>5 第21条の5に規定する医療の給付を行う場合においては、当該措置に要する費用を支弁すべき都道府県の知事は、本人又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を同条に規定する医療の給付を行う医療機関（次項において「医療機関」という。）に支払うべき旨を命ずることができる。</u></p> <p><u>6 本人又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を医療機関に支払ったときは、当該医療機関の都道府県に対する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。</u></p> <p><u>7 第5項に規定する措置が行われた場合において、本人又はその扶養義務者が、これらの規定により支払うべき旨を命ぜられた</u></p>

5 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による負担能力の認定又は第2項若しくは第3項の規定による費用の徴収に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

6 第1項から第3項までの規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に囑託することができる。

7 第1項から第3項までの規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第1項に規定する費用については国税の、第2項又は第3項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

額の全部又は一部を支払わなかつたため、都道府県においてその費用を支弁したときは、都道府県知事は、本人又はその扶養義務者からその支払わなかつた額を徴収することができる。

8 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による負担能力の認定、第2項若しくは第3項の規定による費用の徴収又は第5項の規定による費用の支払の命令に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

9 第1項から第3項まで又は第7項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に囑託することができる。

10 第1項から第3項まで又は第7項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第1項に規定する費用については国税の、第2項、第3項又は第7項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

【施行期日】平成27年1月1日